

令和 8 年度 多治見市会計年度任用職員（家庭相談員）募集要項

1 職種・募集人数

家庭相談員 1 人

2 勤務条件

勤務条件は、法令及び多治見市の例規類に定めるもののほか、次によります。

- (1) 任用期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※人事評価をもとに再任の可能性あり

- (2) 勤務日：月～金曜日（土、日、祝日除く）

- (3) 勤務時間：月～金曜日の午前 9 時から午後 4 時

（休憩時間〔正午～午後 1 時〕を除く）

- (4) 報酬月額：214,505 円（現時点の見込み金額です。）

ア 期末手当・勤勉手当（合計 2.45 月分/年）支給予定※在籍期間により減額あり。

イ 通勤距離が片道 2km 以上の場合は、通勤手当相当額の加算あり。

ウ マイカー通勤の場合は、駐車場の確保及び駐車料金は自己負担。

エ 社会保険及び雇用保険に加入

- (5) 勤務場所：多治見市役所駅北庁舎 こども健康部こども家庭課

- (6) 職務内容

ア 家庭児童福祉に関する相談業務（サポートプラン作成、面談、家庭訪問等）

イ 児童虐待事案への対応

- (7) 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

- (8) その他

業務によっては、上記（3）に記載に限らず時間外や土曜日、日曜日、祝日の勤務が発生する場合があります。

職務に支障をきたさない範囲（兼業とあわせて週 40 時間を下回る範囲程度）での兼業を希望される場合はご相談ください。

3 応募条件

- (1) 家庭相談業務に関する職務経験などを有し、児童虐待事案の対応ができること

- (2) 普通自動車運転免許を取得し運転できること。

- (3) パソコン（ワード・エクセル）の操作が可能であること。

※社会福祉士、児童福祉司等、有資格者は採用上考慮します。

4 申込方法

次の要領により、「申込書」及び「実務経験申告書」を申込期限の受付時間内までにこども家庭課窓口を持参、または【(6) 郵送申込の宛先】に郵送してください。

※申込期限必着

なお、「申込書」及び「実務経験申告書」への記入は手書きとしてください（ワープロ不可）。

- (1) 申込書：多治見市公式ホームページのこども家庭課のページからダウンロード
- (2) 提出書類：申込書、実務経験申告書、資格を取得している場合はその写し
- (3) 募集窓口：多治見市役所駅北庁舎3階 こども家庭課
- (4) 申込期限：令和8年2月13日（金）必着
- (5) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※平日開庁日のみ
- (6) 郵送申込の宛先

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1-233

多治見市こども健康部こども家庭課 担当 三宅・渡邊

※封筒のおもてに「会計年度任用職員申込 家庭相談員」と朱書き

5 採用方法

- (1) 申込書類により一次選考。一次選考の合格者に対し面談を行い、採用候補者を決定します。
- (2) 面接試験は、令和8年3月13日（金）を予定。
- (3) 採否については文書で通知します。
- (4) 提出された申込書類は、採否に関わらず返却いたしません。

6 問合せ先

多治見市こども健康部 こども家庭課 担当 三宅・渡邊

電話 0572-23-5958